

議員定数議論にかかる主なポイント

1. 議員定数改正のための前提条件

○構成団体全会一致での成案を得ること。

(理由) 議員定数は規約事項であり、規約の改正には構成団体における議会において、規約改正にかかる議決を得る必要があるため。

2. 2つの考え方にかかる主な意見

【構成団体から1議席を選出する考え方】

- ・ 現行の30名体制では、各自治体の意向・要望が企業団の運営に反映されにくいという実態があり、各自治体から1人出て、直接企業団議会に各自治体の意向を反映させるということが当然の前提である。
- ・ 末端給水まで企業団で行うのであれば、市民が支払う水道料金について自分たちが選出されていない議会の中で決まっていくということが、絶対に看過できない。
- ・ 所属議会の意見をまとめて企業団議会に参加すべきであり、複数の議員を選出する必要もなく、1団体1議席にすることが住民に理解される議会構成であるとの認識である。

【現行定数を基本とする考え方】

- ・ 地域の利益代表として選出されているということなら、給水量に合わせて議員の数を決めるべきという議論も出てくるが、企業団経営に対して、議会が大局的な見地で対処していくということが、現状の立場だと認識している。
- ・ 当時30名の定数の中で、全体の給水量に比べて少ないという議論もある中で、一定理解をしながら調整を図ったものであり、決して地域の利益代表としてこの議会を運営しているわけではないとの認識である。
- ・ 企業団では構成団体の全首長が出席する首長会議がある中で、企業団議会の機能として本当にすべての市町村に議決権が必要なのか。